

第134期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

【事業報告】

- 会社の新株予約権に関する事項
- 会計監査人の状況
- 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 業務の適正を確保するための体制

【連結計算書類】

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

【計算書類】

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

飯野海運株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律で送付いたします。

会社の新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	46百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	13百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

(注1) 監査役会は、会計監査人の報酬の額について、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、前事業年度の監査実績及び当社の会計監査人の評価基準を踏まえ検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「インターナルカーボンプライシングの導入及び運用プロセスに関する助言業務」を委託し対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な会計監査人への変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する株主総会の議案を決定いたします。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

当社は、大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、このような大規模買付行為の中には、専ら自身の短期的な利得のみを目的として行われるものや、株主の皆様に対して当該企業買収の提案に関する情報や熟慮の機会が十分に確保されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得ます。

したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の中期経営計画等による企業価値向上のための取組み及び下記②のコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

① 中期経営計画等による企業価値向上のための取組み

ア. 当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うことを経営の基本方針としております。

イ. 中期経営計画

当社グループは、このような経営の基本方針に基づき2023年4月から開始する3年間の中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」(計画期間：2023年4月～2026年3月、以下「本計画」という)を策定し、各種施策を推進することで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。

本計画の詳細については、当社ホームページをご参照ください。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/manage/plan.html>

② コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「企業理念」として「安全の確保を最優先に、人々の想いを繋ぎ、より豊かな未来を築きます」と掲げております。そして、このような「企業理念」を実現するための「経営方針」、「行動規範」に加えて、グループ役職員の行動指針として、「安全の重視」、「人権の尊重」、「環境の保護」、「社会への貢献」、「コンプライアンスの徹底」、「取引先の尊重」、「ダイバーシティの推進」、「情報開示とコミュニケーション」及び「教育・訓練」の9項目からなる「サステナビリティ基本方針」を定め、それを実践することで環境・社会問題の解決に向けた企業活動に取り組んでおります。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「サステナビリティ基本方針」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方に基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性・透明性と効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員その他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組めます。

- (1) 株主の権利を実質的に確保するための適切な対応と株主がその権利を適切に行使できる環境の整備とを行うとともに、全ての株主の実質的な平等性の確保に配慮します。
- (2) 株主、従業員、お客様、取引先、債権者及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの権利・立場を尊重し、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 財務情報のみならず非財務情報についても適切な開示がなされるように主体的に取り組む、分かりやすく有用性の高い情報開示と透明性の確保に努めます。

- (4) 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、適切なリスクテイクを支える環境整備や取締役に対する実効性の高い監督等の役割・責務を適切に果たします。監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を適切に果たします。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する取組みの詳細については当社HPをご参照ください。
<https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/files/common-governance-report.pdf>

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2022年5月10日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入することを決定し、本方針の導入については同年6月28日開催の当社第131期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、2025年に開催予定の当社第134期定時株主総会の終結時までです。本方針の内容の詳細については、当社ホームページをご参照下さい。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/271c37dd/db44/453f/93c0/73e6edcddfc3/140120220510536730.pdf>

記

① 本方針の対象となる行為

本方針は、当社の株券等の保有者及びその共同保有者並びに当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者（以下「特定株主グループ」といいます。）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）を対象としております。

② 大規模買付ルールの設定

本方針において大規模買付者に従って頂く手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）の概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、「大規模買付ルール」に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した書面（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。

イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報が記載された書面（以下「提供情報リスト」といいます。）を発送いたしますので、大規模買付者には、提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で当社取締役会から独立した組織である特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断するときには、速やかに、大規模買付者に対して、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を行うとともに、その旨を開示いたします。

ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様へ開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとし、（なお、当該延長は一度に限るものとし、）。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとし、

③ 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員（但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。）の賛成を得た上で決議することといたします。

なお、①特別委員会が株主意識確認総会（以下に定義します。）を招集することを勧告した場合、又は、②当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意識確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとし、但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが明白である所定の場合に該当するときを除き、当社取締役会は、株主意識確認総会を招集することなく、対抗措置の発動の決議をすることができないものとし、株主意識確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意識確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

本方針における対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

④ 本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、（i）当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合又は（ii）当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、（iii）2023年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4. 上記2. の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2. の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1. の基本方針に資するものと考えております。

したがって、上記2. の取組みは上記1. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3. の取組みについての当社取締役会の判断

上記3. の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3. の取組みは、これら的大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3. の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要の期間の確保を求めめるために導入されるものです。さらに、上記3. の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3. の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3. の取組みは上記1. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

当社は、2025年5月8日開催の当社取締役会において、同年6月26日に開催予定の当社第134期定時株主総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認されることを条件として、上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了する本方針に替えて、本方針と基本的内容が同一である「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下「新方針」といいます。）を導入することを決定しております。新方針の詳細につきましては、上記定時株主総会の招集通知に添付された株主総会参考書類の「第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）承認の件」をご参照ください。

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

2025年3月31日現在、当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制は次の通りです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録並びに稟議書等の重要な文書及びこれらを記録した情報媒体について、「情報管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について審議・提案・助言を行うために「リスク管理委員会」を設置し、その下部機関として「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は三委員会に対する指示を行い、付議・報告を受けると共に、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括します。

当社グループの業務執行においては、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクについて、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」により、当社グループの安全、環境に関する政策立案とその推進を行うと共に、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

また、当社グループのシステム及び事務に関するリスクについては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うと共に、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

更に当社グループの事業に関しては、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に対応します。

また、当社グループの事業において生じうるリスクについては、当社取締役会に報告を行い、取締役会がリスク管理体制の運用状況の監督を行っております。

また、当社グループは、事業地域において大規模地震等が発生した場合を想定した事業継続計画（BCP）を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、執行役員により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、取締役会から授権された事項の決議及び取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行います。

また、重要事項の決議を行うと共に、取締役・執行役員の職務の執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催します。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社グループの取締役・執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスについて、「サステナビリティ基本方針」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」（委員長：社長執行役員）により、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図ります。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び経営監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役員は、「コンプライアンス規程」及び「外部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社グループ各社全てに適用される「サステナビリティ基本方針」を基礎に企業活動を行います。

①当社の主要なグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されます。

また、当社の執行役員及び使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けます。

- ②当社グループのリスクを統括管理するために設置された「リスク管理委員会」は、主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」からなる三委員会と連携しながら、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理との方針について、審議・提案・助言を行います。
- ③当社の主要なグループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画に基づき行われており、その進捗状況は当社に定期的に報告されます。
- ④当社社長執行役員直属の経営監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携して、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置します。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社は、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要とします。

また、監査役スタッフが監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、かつ役職員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けます。
- ②常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から職務の執行に関する報告を受けます。
- ③常勤監査役は、経営執行協議会において受けた職務の執行に関する報告の内容を監査役会において他の監査役に報告します。
- ④当社グループの役職員及び当社グループの取引関係者は当社グループ及び当社グループの役職員による組織的又は個人的な法令等に違反する行為、当社グループが定める各種内部規程に違反する行為及び倫理に違反する行為、並びに、その恐れのある行為（人権侵害行為、差別行為、各種ハラスメント行為を含む）があると判断した場合は、当社が速やかにその事実を認識し適正な是正措置を講じることができるよう、外部通報制度を設けております。
「外部通報制度運用規程」においては、当社が指定する外部の法律事務所が通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、外部通報窓口より報告を受けた当社コンプライアンス担当者から当該報告を受けます。
- ⑤「コンプライアンス規程」及び「外部通報制度運用規程」においては、外部通報をした当社グループの役職員及び当社グループの取引関係者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない旨が明記されております。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上します。但し、緊急又は臨時で監査役が支出した費用については、事後、当社に支払いを請求します。

(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤監査役が上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、報告を受けます。

また、監査役は必要に応じ随時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、事業の報告を求めることができます。

更に監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、経営監査室と逐次情報交換を行うなど、緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができます。

[反社会的勢力排除に向けた基本方針]

当社グループは「サステナビリティ基本方針」において「社会秩序を尊重し、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりません。」と定めるとともに、当社グループ共通の規程として「反社会的勢力対応規程」を設け、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭などの要求をしてきた場合には、当社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の最近1年間（当事業年度の末日から遡って1カ年）における主な実施状況は次の通りです。

[主な会議の開催状況]

取締役の職務の適法性の確保と取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、取締役会は23回、監査役会は15回、経営執行協議会（取締役会から授権された事項の審議・決議を行う機関）は57回及びリスク管理委員会（当社グループ全体のリスクにかかる横断管理と、各種方針について審議し、提案・助言を行う機関）は36回開催しました。

[監査役]

監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び社外取締役を含めた他の取締役、経営監査室及び会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

[内部監査]

経営監査室は、あらかじめ定めた内部監査計画に基づき、当社の各部門及び関係会社が行う業務の適正性や妥当性、有効性等について監査を実施しており、その内容については社外監査役を含む全監査役と情報を共有しております。

[内部統制評価]

取締役会は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、あらかじめ策定した実施計画に基づき経理部、経営監査室等を指揮して内部統制評価を実施しました。

[コンプライアンス]

リスク管理委員会の下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。今年度は「コンプライアンス委員会」を5回開催し、グループ全体のコンプライアンスにかかわる状況を確認するとともに、当社グループのコンプライアンス施策について討議を行いました。

2024年3月にグループ役職員を対象としている内部通報制度を廃止して、外部通報制度の運用を開始し、外部通報窓口として外部法律事務所に窓口を委託しています。また、インサイダー取引規制に関する研修会やパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等防止のための社内講習会の開催などを通じ、グループ役職員のコンプライアンス意識向上に取り組みました。

以上

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,092	6,275	98,533	△1,909	115,991
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,925		△5,925
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			18,367		18,367
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	12,442	△1	12,441
当 期 末 残 高	13,092	6,275	110,975	△1,910	128,432

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	8,991	5,139	1,948	16,078	57	132,126
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△5,925
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						18,367
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,088	274	1,809	994	84	1,078
当 期 変 動 額 合 計	△1,088	274	1,809	994	84	13,519
当 期 末 残 高	7,903	5,413	3,757	17,072	140	145,645

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 67社

主要な連結子会社の名称

イイノガストランスポート(株)、イイノマリンサービス(株)

秋田申川太陽光発電合同会社については、新設により新たに連結の範囲に含めました。

泰邦マリン(株)については、清算により連結の範囲から除外しました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

IINO UK LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 8社

主要な会社等の名称

JIPRO SHIPPING S.A.、MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.、NORTHERN LNG TRANSPORT CO.、I LTD.、ENDEAVOUR MARITIME PARTNERS S.A.、SERPENTINE SHIPPING S.A.、ENDEAVOUR MARITIMEPARTNERS SINGAPORE PTE.LTD.、ENDEAVOUR MARITIME PARTNERS SINGAPORE PTE.LTD.については、新設により新たに持分法適用の範囲に含めました。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

IINO UK LTD.

関連会社

IMS PHILIPPINES MARITIME CORP.

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、IKK HOLDING LTD 他22社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

株式 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定額法(一部の船舶については定率法)を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。
鉄骨造の事務所 50年
昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器 20年
船舶 15年~20年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 特別修繕引当金 船舶の定期検査費用等の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。
- ⑤ 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。
- ⑥ 環境規制対応引当金 環境規制により船舶の航海から生じると見込まれる費用の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また、当社の企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
(イ) 外航海運業
(ロ) 内航・近海海運業 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。
約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。海運業においては、主として当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益及び費用を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、航海の経過日数によっております(航海日割基準)。取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。船用品の販売等の一部の取引については、一時点で履行義務を充足し収益を認識しております。
なお、当社の役務提供後にその対価が顧客との交渉等によって確定する一部の取引に関しては、当該変動対価の不確実性に鑑みて、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高いと合理的に判断できる範囲において、取引価格に反映しております。
- (ハ) 不動産業 主にリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の処理 繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

- ② 支払利息の会計処理 原則として発生時の費用としておりますが、長期かつ重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限って、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得価額に算入しております。
- ③ グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

外航海運業セグメントに関する船舶等の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
該当ありません。

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社は、減損判定における将来キャッシュ・フローの見積りを中期経営計画等に基づき策定しており、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れております。

外航海運業の将来キャッシュ・フローの予測には高い不確実性を伴い、これらの見積りは減損の認識判定及び減損損失計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度の連結貸借対照表において計上された外航海運業セグメントに関する船舶等の有形固定資産は107,646百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船	船	81,840百万円
建	物	37,144百万円
土	地	36,017百万円
投資有価証券		5,730百万円
計		160,730百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	28,763百万円
長期借入金	63,863百万円
計	92,626百万円

(注) 担保に供している資産のうち、投資有価証券は出資先の債務に対するものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 111,004百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 108,900,000株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,096,941株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,280	31.0	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	2,645	25.0	2024年9月30日	2024年12月2日
計		5,925			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 3,492百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 33.0円 |
| ③ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2025年6月27日 |

1株当たり配当額には、特別配当5.0円が含まれております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の用途は運転資金（短期及び長期）及び設備投資資金（長期）であり、大部分の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	14,277	14,277	—
(2) 長期借入金（*2）	(102,513)	(101,177)	(1,337)
(3) デリバティブ取引	7,774	7,774	—
(4) 受入敷金保証金	(8,771)	(8,195)	(576)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

（*3）現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（*4）非上場株式等（連結貸借対照表計上額11,383百万円）は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,277	—	—	14,277
デリバティブ取引	—	7,774	—	7,774
資産計	14,277	7,774	—	22,051

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	—	101,177	101,177
受入敷金保証金	—	—	8,195	8,195
負債計	—	—	109,372	109,372

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル3の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

受入敷金保証金

将来の返還見込額を同様の新規受入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル3の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
94,773	208,810

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業活動は、経済的特徴を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「外航

海運業]、「内航・近海海運業」及び「不動産業」の3つを報告セグメントとしております。

「外航海運業」は、全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス(LNG)、液化石油ガス(LPG)、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送を行っております。「内航・近海海運業」は、国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス(LNG)、液化石油ガス(LPG)、石油化学ガス等の海上輸送を行っております。「不動産業」は、国内外の賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業を行っております。

報告セグメントごとの外部顧客への売上高は、「外航海運業」117,499百万円、「内航・近海海運業」11,343百万円及び「不動産業」13,023百万円であります。

なお、「外航海運業」及び「内航・近海海運業」に計上している売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に重要性はありません。「不動産業」に計上している売上高は、主にリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益です。

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	11,059百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	11,194百万円
契約資産(期首残高)	855百万円
契約資産(期末残高)	581百万円
契約負債(期首残高)	2,456百万円
契約負債(期末残高)	2,119百万円

契約資産は、期末日時点で航海日数が経過しているものの未請求の契約に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客から受け取った未経過の航海日数に係る前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、概ね当連結会計年度に収益を認識しております。

当期中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(例えば、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は、298,737百万円です。

残存履行義務は、期末時点における外航海運業及び内航・近海海運業における数量輸送契約及び特定の船舶を特定の期間特定の顧客に対し供与する定期用船契約等(連続航海用船契約等を含む。以下同じ)により構成されます。これらの契約に係る収益は、為替や運航費等の前提により変動しますが、期末時点における見積りに基づいて集計しております。

なお、不動産業に係る収益並びに外航海運業及び内航・近海海運業における契約形態の1つである裸用船契約に係る収益は、主にリース取引によるものであり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であるため、注記の対象に含めておりません。また、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。加えて、当期末時点で未締結の契約に関して、当社グループが当該契約締結について確度が高い旨の予測をもっていたとしても注記の対象に含めておりません。

残存履行義務のうち、約半分は概ね5年以内に充足する見込みです。また、一部の定期用船契約等における極めて長期の契約等を除いて、概ね15年以内にほとんど全ての残存履行義務を充足する見込みです。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,375円24銭
1株当たり当期純利益	173円60銭

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに注記の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	13,092	6,233	42	6,275	1,125
税率変更による積立金の調整額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	13,092	6,233	42	6,275	1,125

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	37	11,000	75,043	87,206	△1,909	104,663
税率変更による積立金の調整額	△0		0	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩	△10		10	—		—
剰 余 金 の 配 当			△5,925	△5,925		△5,925
当 期 純 利 益			18,652	18,652		18,652
自己株式の取得					△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	△10	—	12,738	12,727	△1	12,727
当 期 末 残 高	27	11,000	87,781	99,933	△1,910	117,390

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	8,734	1,902	10,636	115,299
税率変更による積立金の調整額				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△5,925
当 期 純 利 益				18,652
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,065	512	△553	△553
当 期 変 動 額 合 計	△1,065	512	△553	12,173
当 期 末 残 高	7,669	2,414	10,082	127,472

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 株式 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。

鉄骨造の建物（事務所） 50年

昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器 20年

船舶 15年～20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また、当社の企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 環境規制対応引当金

環境規制により船舶の航海から生じると見込まれる費用の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用

の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

- (イ) 外航海運業 約束手財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。海運業においては、主として当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益及び費用を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、航海の経過日数によっております（航海日割基準）。取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。船用品の販売等の一部の取引については、一時点で履行義務を充足し収益を認識しております。
- (ロ) 内航・近海運業 なお、当社の役務提供後にその対価が顧客との交渉等によって確定する一部の取引に関しては、当該変動対価の不確実性に鑑みて、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高いと合理的に判断できる範囲において、取引価格に反映しております。主にリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。
- (ハ) 不動産業

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の処理 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- (2) 支払利息の会計処理 原則として発生時の費用としておりますが、長期かつ重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限って、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得価額に算入しております。
- (3) グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
該当ありません。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減損判定における将来キャッシュ・フローの見積りを中期経営計画等に基づき策定しており、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れております。

外航海運業の将来キャッシュ・フローの予測には高い不確実性を伴い、これらの見積りは減損の認識判定及び減損損失計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度の貸借対照表において計上された外航海運業セグメントに関する船舶等の有形固定資産は34,804百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船	船	21,732百万円
建	物	35,905百万円
土	地	28,011百万円
投資有価証券		3,444百万円
関係会社株式		2,092百万円
リース債権		425百万円
計		<u>91,608百万円</u>

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	9,643百万円
長期借入金	29,830百万円
計	<u>39,473百万円</u>

(注) 担保に供している資産のうち、投資有価証券及び関係会社株式は出資先の債務に対するものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 42,259百万円

3. 保証債務

保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

1 LPG EDELWEISS PANAMA S.A.	6,840百万円
2 LPG LIBERTY CO., LTD.	6,820百万円
3 NEW STAR TANKERS S.A.	5,974百万円
4 JASMINE TRANSPORTATION S.A.	4,940百万円
5 イイノガストランスポート(株)	3,736百万円
6 LPG DAWN PANAMA S.A.	3,733百万円
7 SPICA SHIPHOLDING CO., LTD.	2,744百万円
8 LPG SUNSHINE PANAMA S.A.	2,704百万円
9 PERSEUS TANKERS S.A.	2,693百万円
10 ORCHESTRA NAVIGATION CO.,LTD.	2,668百万円
11 LPG NADESHIKO PANAMA S.A.	2,016百万円
12 CASSIOPEIA TANKERS S.A.	2,012百万円
13 SKYLINE SHIPHOLDING S.A.	1,623百万円
14 UNTA CARRIERS PTE. LTD.	1,589百万円
15 SERENE SEA NAVIGATION S.A.	1,303百万円
16 HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S.A.	1,274百万円
計	<u>52,668百万円</u>

4. 関係会社との取引高

金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	37,231百万円
長期金銭債権	5,774百万円
短期金銭債務	5,034百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	2,550百万円
営業費用	46,366百万円
営業取引以外の取引高	3,836百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,096,941株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	LPG EDELWEISS PANAMA S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	6,840	—	—
子会社	LPG LIBERTY CO., LTD.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	6,820	—	—
子会社	NEW STAR TANKERS S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	5,974	—	—
子会社	JASMINE TRANSPORTATION S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	4,940	—	—
子会社	イイノガストラ ンспорт(株)	所有 直接100%	役員の兼任	設備資金に係る 債務保証 運転資金の借入 利息の支払	3,736 2,300 15	— 短期借入金 未払費用 (未払利息)	— 2,300 0
子会社	LPG DAWN PANAMA S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	3,733	—	—
子会社	SPICA SHIPHOLDING CO., LTD.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	2,744	—	—
子会社	LPG SUNSHINE PANAMA S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	2,704	—	—
子会社	PERSEUS TANKERS S.A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	2,693	—	—
子会社	ORCHESTRA NAVIGATION CO.,LTD.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証 設備資金の返済 利息の受取	2,668 3,220 18	— 短期貸付金 その他流動 資産 (未収利息)	— — 1
子会社	KNIGHTSBRIDGE NAVIGATION S.A.	所有 直接100%	役員の兼任	設備資金の貸付 利息の受取	5,730 27	短期貸付金 その他流動 資産 (未収利息)	9,730 0
子会社	OPERA SHIPHOLDING S.A.	所有 直接100%	役員の兼任	設備資金の貸付 利息の受取	2,155 7	短期貸付金 その他流動 資産 (未収利息)	2,919 0
子会社	SUZURAN SHIPPING S.A.	所有 直接100%	役員の兼任	設備資金の貸付 利息の受取	3,883 9	短期貸付金 その他流動 資産 (未収利息)	3,883 0
子会社	IKK USA LLC	所有 直接100%	役員の兼任	設備資金の貸付 利息の受取	147 154	短期貸付金 その他流動 資産 (未収利息)	3,140 0

子会社	IKK UK 2 LTD	所有 直接100%	役員の兼任	設備資金の貸付 利息の受取	— 306	短期貸付金 その他流動 資産 (未収利息)	5,815 1
-----	--------------	--------------	-------	------------------	----------	--------------------------------	------------

(注1) 関連当事者との関係には、建造中船舶に係る当社定期用船予定の取引を含みます。

(注2) 設備資金に係る債務保証、設備資金の貸付及び資金の借入に係る取引条件は、市場における一般の取引条件を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1,204円81銭
1 株当たり当期純利益 176円29銭

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに注記の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。